研究倫理規程

組織・運営 規程第 21 号 2018 年 11 月 17 日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本社会福祉士会正会員に所属する会員(以下「会員」という)の研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示すことにより、社会福祉の進歩と普及を図り、学術の振興と人々の福祉に寄与・貢献することに資することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 会員は、本研究倫理規程および別に定める「研究倫理指針」に則り、研究活動において 良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。

(責務)

- **第3条** 会員は、研究活動を行うにあたって、人権を尊重し、年齢、性別、人種、国籍、思想信条、宗教、社会的地位、障がいの有無などにおいて差別的な取り扱いをしてはならない。
- **2** 会員は、常に最新の研究方法の探求ならびに先行業績の探索を通じて、自らの研究水準の向上に努めなければならない。
- 3 学会運営委員会(以下「委員会」という)、「研究誌『社会福祉士』投稿論文編集規程」第 4条(内容)(以下「論文等」という)の執筆者、「個人発表」及び「自主企画シンポジウム」における申込者及び登壇者(以下「発表者」という)は、研究誌の発行、学会発表に至るまでのプロセスが円滑に運営されるように、別に定める規程に基づき行わなければならない。

(本規程に違反した場合の処分)

- 第4条 会員が本規程に違反する行為を行った場合には、処分される場合がある。
- **2** 第2条及び第3条に反する行為が認められた時、委員会は採択及び発表の取消を行うものとする。
- **3** 前項に規定する採択及び発表の取り消しは、研究誌の発行又は、学会発表の後であっても処分を行うものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

本規程は、2018年11月17日より施行する。

ただし、第4条第3項に定める採択・発表の取消は、施行後に発表・採択されたものに適用する。